

第四講座

「不登校と子どもの人権」

と子どもの人権

センター副院長
精神科医 門 眞一郎



門 眞一郎 さん

(京都市児童福祉センター)
副院長 精神科医)

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、京都市児童福祉センターで児童精神科医をしています門と申します。

今日のお話は、「不登校と子どもの人権」というテーマです。「子どもの人権」といっても非常に広範囲にわたりますので、「不登校」ということを軸にして、子どもの人権について触れていきたいと思います。

一 定義に関する問題

まず、不登校について、どういうものを不登校と呼ぶのかという話を簡単におきたいと思います。

レジュメのページの最初に「定義に関する問題」と掲げました。不登校という言葉は、現在一番よく使われている言葉ですが、「学校恐怖症」という言葉が一番最初に使われ出した言葉で、その後「登校拒否」とか「登校拒否症」という言葉も使われるようになって、現在では主に「不登校」という言葉が一番よく使われています。

一時期、文部省が「学校嫌い」という名称で、ほぼ不登校に相当する児童生徒について統計をとっていました。何年前か正確に覚えていません。数年前だったと思いますが、文部省、現在の文部科学省は、「学校嫌い」という名称を「不登校」という名称に変えています。

不登校という言葉は官民ともに使っているわけですが、人によってその内容が、あるいは定

義がさまざまです。

不登校にかかわる専門職の人もさまざまで、カウンセラーといった職種、あるいは心理職の人、それから医者でいえば小児科医、児童精神科医、一般の精神科医、それから、もちろん児童相談所の児童福祉司、ほかにもいろんな職種が不登校の子どもにはかかわっていると思いますが、その中で、児童精神科医一つをとっても不登校についての考え方はさまざまです。

かつて不登校を、ある精神科医は、はっきり病気だと断言していました。しかもその人は、今はもう故人なのですが、当時、文部省の不登校に関する調査研究協力者会議の座長をしていた人です。そういう立場の人が、「不登校というのは精神的な病気である。だから、一刻も早く精神科の治療を始めないといけない。できれば、それも入院させて治療すべきである」と言っていたのです。あるとき、朝日新聞の第一面に、「その人が、不登校はほおっておくと、大人になつて重症の無気力症になると言った」という記事がでかど載ったことがあります。一方で、そういう考え方をする精神科医がいたのです。

もう一方で、これは時期も同じころですが、当時、国立国府台病院という、児童精神科の病棟がある国立病院としては非常に有名な病院が千葉県の国府台にあつて、その精神科の医長をしていた人が、この方は定年退職されていますが、正反対のことを言っていたわけです。「不登校は決して病気ではない。むしろ正常な反応だ。病んで異常なのは学校であり社会のほうだ。異常な社会、学校に対するきわめて正常な反応が不登校だ」と言ったわけです。

同じ精神科医でありながら、片方は病気、片方はきわめて正常という、百八十度違う見解が

出ていたわけです。いずれの人もそれぞれ著書を何冊も書かれています。

その両極端の間には、いろんな人がいろんなことを言っています。大きな書店に行けば、不登校関連の出版物は、どれを読んだらいいのかわからないくらいたくさん溢れています。どれを読んだらいいかわれる方は、私が書いた本を読んで下さいと言いたいところですが、それぐらいたくさんありますし、今でも出続けています。

しかし、それぞれの人が、一体、不登校をどういうふうにとらえているのか、どういうふうに定義するのかというのがわりとあいまいなんです。これは精神科医の集まりである学会でも、そんなにきちんと詰められていない。もちろん、正式な病名分類の中に、不登校という病名は入っていませんが、不登校とか登校拒否という言葉が、実際には診断名として保険診療の場では通用します。しかし、正式な診断分類ではそういう名称は入っていないわけです。

そういう非常に混沌としたわかりにくい状況にあるわけですから、まず私は、不登校をどういうふうに考えているのかというところから押さえておきたいと思えます。

簡単に言うと、そこにあげたようになるというのが私の考えです。

「本人」と「家庭」「学校」「地域」「社会」、地域と社会をまとめて「社会」としてもいいのですが、それぞれにいろんな要因があるわけです。その要因を、私は「登校に関して不利となる条件」あるいは「登校し続けることに不利になる条件」と呼んでいます。

これはあえて「原因」という言葉を避けて使っているのですが、登校に関して不利となる条件が、本人、家庭、学校、社会、それぞれにいろいろあつて、それが絡み合つて、子どもが精

神的に疲労困ぱいしてしまう。疲れ果ててしまう。登校することに不安を覚えるようになるのですが、一方で、不登校になる子どもは、登校しなければならぬという義務感が非常に強い。そのために、登校するのに疲れて、行きたくないと思うのですが、しかし、疲れてしんどいというぐらいで学校を休んではいけない、学校には行かなければいけないのだという義務感が強いものですから、葛藤状態になる、板ばさみの状態になるわけです。

板ばさみの状態になると、ますます疲れてしまいますから、あるときついに登校できなくなってしまう。普通はそこから不登校が始まったというふうに見えるわけですが、くたびれ果ててついにダウンしてしまうまでがむしろ重要な時期なんです。

学校に行かないという点では似ていますが、不登校と区別される状態はほかにもいくつかあります。現在ではほとんどないですが、貧困による不就学とか、心身の疾患の療養のための欠席、これは病欠と言うわけです。親の無理解や精神病による登校阻止、親が学校に行かせない。これは虐待、あるいはネグレクトと言うことができます。非行の一環としての怠学です。こういった状態は不登校からは除きます。

ですから、「学校に行くということに関して、非常に疲れてしまつて、かつ登校義務感が強い」というのが不登校の特徴です。

精神科医の中には、不登校をはっきり病気だと言った人がいたという話をしましたが、あまり病気だとは思っていないけれども、しかし、ちゃんと病名を付ける人は精神科医の中には珍しくないのです。そういう人たちのほうが多数派だと思いますが、何かの病名が付いている。

しかし、病名が付くということは、心身の疾患の療養のための欠席と変わらないと私は思っています。病気があるのだつたら、病気のために学校に行けないのであつて、それは病欠として考えるべきで、不登校と言うべきではないと思うのです。

それから、不登校状態がこじれてしまつて、何年か経つうちに、病的な状態、いろんな精神的な症状が出てくる場合がありますが、そういう時期はもはや不登校とは言えない。精神的な病気の状態に入っているわけですから、あくまで不登校と言う限りは、登校することに疲れて、行けなくなっている状態。しかし、決して病気ではないということですよ。

そういうふうにはまず押さえた上でお話をしたいと思うのですが、その次の図は、簡単に不登校の経過を図式にしたものです。子どもと、家庭と、学校と、社会に、それぞれ一人ひとり組み合わせは違いますが、登校に関して不利になる条件がいくつかあつて、それが絡み合うわけです。その結果、疲れてしまう。その疲れがうまく短期間で回復すれば、再登校に結びつくわけです。

ところが、それがうまく回復しないと、あるとき、登校できなくなつてしまいます。そこがいわゆる不登校の開始期になるわけですが、そこからさらに周りがどういうふうに対応するかによつて、随分その後の経過は変わってきます。例えば、典型的な場合をお話しますと、不登校は、よく、体の症状を訴える形で始まります。頭痛とか、腹痛、発熱、そういう身体症状で始まる場合があります。そうすると、病院に連れていかれたりするわけですが、診察や検査をしても大抵病気は見つからない。特に病気ではないということになる。そうすると、親はどう

考えるかというところ、「病気ではない」ということがわかったのだから、あなたは元気なのだから、明日からちゃんと学校へ行きなさいね」と言うわけです。子どもも「明日は学校に行く」ということをよく言います。夕方から夜にかけてはわりあい元気になったりするわけです。

ところが、翌日、行けるかというところ、また行けない。起きてこれないとか、起こしても学校に行けない。また、腹痛あるいは発熱が始まる。

そこで、さらにどうなるかというところ、「病気ではないんだから学校に行けるはずでしょ。学校を休んでいるとどんどん勉強は遅れるし、早く行きなさい」ということになるわけです。

それでも学校に行かないと、いろんな形で親は迫るわけです。「こんなことをしていたら授業に遅れて取り返しがつかなくなる」とか「学校を卒業できなくなる」とか、「中学校を卒業できなかつたら高校にも行けない。そんなことになったら世の中にも出られないし、大変なことになる」と、何とかそう言っただけで子どもを行かせようとするのですが、子どものほうはそのことであって不安になるわけです。

先のことを考えると絶望感に打ちひしがれる。あるいはほかの子どもはみんな学校に行っているし普通は思っていますから、世の中で自分だけが学校に行けていない。みんなから完全に取り残されている。自分は再起不能であるというような劣等感や絶望感に陥ったり、あるいは自分は非常に悪いことをしているのだという罪責感を持ちます。

そうすると、どんどんこじれていくわけです。つまり、疲れはますますひどくなって遷延していく。それでも周りから登校刺激を強力に与えられると、中には非常に攻撃的になったり、

家の中で暴れたり、あるいは逆に自分の部屋に閉じこもって、一切家族と交渉を持たなくなったりする。あるいはいろいろな精神的な症状が出てきたり、うつ状態になったりする。あるいは何時間もシャワーを浴びたり、手を洗ったりというふうな強迫症状が出たりするということの中には出てきます。そこまで来ると、さすがに登校刺激は差し控えられるわけです。

それから、非常に時間はかかるのですが、ゆっくりと回復に向かう。これが代表的なコースの一つです。

ですから、まず大事なことは、病気でないと診断されたときに、どう受け取るかということ。病気でないと言われたら、では元気なはずだ。だから明日から学校に行けるはずだ。行きなさいということになります。

人間を、「病気」か「元気」か、その二つに分類して、必ずどちらかにおさまるという二分法的な考え方は、いろんなところで通用しませんが、この不登校の場合にも通用しないのです。病気と元気、どちらでもない状態があるわけです。その代表例は「疲れ」という状態です。疲れているだけでは病気ではない。かといって元気でもない。不登校というのは、そういう疲れている状態なのだということ。かといって元気でもない。不登校というものは、そういう疲れところがどうもあいまいな、あるいはあくまでその二分法でいくということが世間では多いわけです。

文部科学省も、不登校は疲れであるということはまだ認めていません。何なんだということに関して、お茶を濁したままです。とにかく不登校の数を減らすために、あるいは増加に歯

どめをかけるために、いろいろな対策を打ってきましたが、なかなかそれは功を奏していませんでした。

一ページの一番下に書きましたが、初めて二〇〇一年度に比べると二〇〇二年度は若干減りました。このまま減っていくのか、あるいはまた増えていくのか、まだ予想はつきませんが、この間ずーっと増え続けていたわけです。文科省は不登校とは何かということは問わないで、いろんな対策を打ってきたのです。

私の考えでは、不登校とは何かというところをきちんと認識して、そこから対策を考えていかなないと、なかなか効果は現れないと思います。

二ページに「不登校の出現率と高校進学率」というグラフを掲げました。中学生と小学生の折れ線グラフが不登校の出現率です。ただし、これは一年間に五十日以上欠席した児童生徒の数を児童生徒数で割って百を掛けたものです。

現在では、一年間五十日以上ではなくて、三十日以上の統計になっています。最初は五十日以上だけの統計がとられ出して、ある時期に、それでは実態を反映していないということで、文部省は、五十日以上と三十日以上という二本立てで統計をとるようになったのです。最近では三十日以上だけになっていると思います。

最近の統計は、五十日以上というのがないので、一九九六年で切れています。一番古くからある統計はこの五十日以上なので、それでグラフをつくるという形になります。一九七五年度からどんどん増え出した。一ページの終わりにあるように、年間三十日以上で計算する

と、中学生は約三%、百人に三人ぐらいの割合にまで急増したわけです。

二 原因？

そこで、二ページにいきますが、「原因」というところに「？」を付けましたが、原因は何かということはどうしても人は考えるわけです。学校に行くのがあたりまえだと思っているのに、行かなくなる子ども、しかもどこも体に病気はない。なぜ行かないのだ、原因は何かというのを誰もが考えたがります。

私は、「原因」という言い方ではなくて、「登校し続けることに関しては不利になる条件」と言うのだと言いましたが、原因と言ってしまうと、次に原因を取り除くことを考えようとするからなんです。取り除くほうがいいものもあれば、そうではないものもあるので、私は、原因という言い方ではなくて、「登校に関して不利な条件」と言ったわけです。

いくつか代表例をあげますが、決してこれで全部説明できるわけではありません。不登校の子どもは一人ひとり、不利な条件の組み合わせは違いますので、これが全部というわけではないのですが、時間の関係で主なものだけを紹介します。

まず、一番外側、「社会の側の不利な条件」です。

これは、高校進学率の変遷から言えると思うのですが、高校進学というテーマが非常に重くのしかかるようになってきているということです。

その下のグラフは「不登校出現率と高校進学率」ですが、左の縦軸の数字に百を掛けていただくと高校進学率になるのです。中学生の不登校の出現率と高校進学率のグラフを一緒に考えていただきたいのですが、中学生の不登校の出現率はずーっと一本調子で増えているわけではない。少なくとも統計が一番最初にとられた一九六六年度からは減っているのです。減っている、一九七五年度から今度は増え出します。一九七四年、七五年度当たりが一番少なかったのです。

一九七五年度は何かという、その年に高校進学率が九〇%を突破したのです。それまでは、高校進学率はどんどん伸びていたのですが、一九七五年度に九〇%を突破してからは、そのあとはずーっと横ばいです。一〇〇%にはなっていない。九十数%でずーっと現在まで来ているのです。

この二つを比べると、高校進学率が上昇し続けている時期は、不登校の出現率は下がっています。九〇%を突破して横ばい状態になってから、今度は不登校がどんどん増え出した。

これはどういうことかという、一九七五年度まで、つまり高校進学率が九〇%に向かってどんどん上昇している時期は、高校進学が非常に明るいイメージで受け取られていたわけです。高校に行けばいい職業に就けるとか、将来いい生活ができるというふうには、高校に行くことがバラ色の生活を約束させるようなイメージでとらえられていた時期です。

ところが、九〇%を突破してしまうと、十人のうち九人までは高校に行くわけですから、高校に行つたぐらいでその後の生活が期待できるとは限らないわけです。

逆に、十人のうち一人弱が高校に行っていないということです。今度はそちらのほうが注目され出します。高校に行けないといい職業に就けないのではないかと、いい生活を送ることができないのではないかというふうには、今度は逆にバラ色から灰色になってくるわけです。ですから、何が何でも高校までは絶対に行かなければいけない、あるいはうちの子どもは絶対に行かせなければいけないというように、高校進学というテーマが、一九七五年度以降、非常に重苦しくなっていくわけです。

一部の子どもには、小学生にまでそれが及んでいきます。こういう高校進学率のグラフと中学生の不登校の出現率を重ねて見ることの一つは、高校進学というテーマが七五年度以降は非常に重くなつた。そのことが、一つ、登校し続けることに関して不利な条件、重苦しくなるわけです。登校し続けるということが軽くなる。重くなつてしまった。

二つ目は、「家庭の側の不利な条件」です。

もちろん社会の側の不利な条件というのは、家庭にも、子どもにも、学校にも、それぞれ影響を及ぼしてきます。家庭独自の不利な条件としては、学校に対して非常にこだわりを持って、ある家庭、あるいは学歴に対して非常にこだわりを持っている家庭です。少しでもいい学校、少しでも上の学校を目指したい。あるいは子どもに行かせたい。そのためには、小学校、中学校、高校は、ちゃんと通うのがあたりまえですから、とにかく一日たりとも休まずに学校に行かせようというプレッシャーが強いわけです。家庭がそういう状況だと、登校し続けることに関して足引っ張るし、重苦しくなつてきます。

それから、世間体を気にする家庭です。例えば、学校に行かないということで、世間に顔向けができないとか、あるいは親戚に会わず顔がない。そういう家庭だと、子どもに対して絶えず叱咤激励が飛んでいくわけです。

それから、「子どもの側の不利な条件」です。

代表例は性格です。不登校の子どもの性格として、わりあい多いのは完全主義です。一〇〇%かそうでなかったらゼロ、途中はイヤです。これが登校場面に出てくると、例えば、朝、少し寝坊をしたとか、あるいは登校前にトイレで時間をとってしまったら、今から行くと絶対に遅刻する。授業が始まっている教室に入っていないといけない。そうすると、教師からみんなの前で理由を聞かれる。あるいは軽い説教をされる。そういうことを考えると、もう今日は学校を休もうと思いたくなる。遅刻するぐらいだったら休んだほうがいい。完全に登校するか、休むかという、そういうオール・オア・ナッシングの考え方だと、登校し続けることには不利です。すね、そういう性格は。

それから、内気な性格の子ども、あるいは社交性に乏しいといえますか、友達が少ない、あるいは友達がなかなかできない子ども、そういう性格も登校し続けることに関しては不利になります。

かなり前の調査で、中学生に「なぜ学校に行くのか」ということを聞いた調査があるのですが、そのときに、一番多かった答えは何だと思えますか、想像つきますか。「休憩時間に友達とおしゃべりするのが楽しいから学校へ行く」、それが一番多い答えだったので。

そうすると、休憩時間に楽しくおしゃべりする相手がない子どもにとっては、学校は重苦しい。そういう性格も登校し続けることに関しては不利になります。授業時間も楽しくない、休憩時間も楽しくないということになると、登校し続けるのは相当の努力と意思が要ることになります。

それから、感受性が鋭い子どもも、同級生の言葉、あるいは先生の言葉に傷つきやすいという場合には、登校し続けることに関して不利な条件になります。

これは学校のほうの不利な条件になるかもしれませんが、逆に、先生のほうに感受性が乏しい場合も不利な条件になるでしょう。

先生の側の感受性の鈍さということでは、昔、相談にのっていた不登校の中学生を思い出すのですが、彼は母子家庭の子どもでしたが、あるとき学校に行けなくなりました。お母さんが理由を聞いても本人は答えない。あるとき、子どもの部屋を掃除しているときに、屑かごの中に原稿用紙が丸めて捨ててあったので、何げなく広げて見たのです。そうすると、そこに不登校になった理由が書いてあったのです。

その子は、英語の先生がどうしてもイヤで、その先生のいろんな発言に關してもしんどくて、それが学校に行くことを非常に辛いものにしていました。決定的に行かなくなってきたきっかけは、英語の時間に教科書の中にペアレックスという言葉が出てきたのです。親（ペアレックス）の複数形ですね。そうすると、その教師はクラス全員に向かって、「この中で両親がそろってないやつは手を挙げる」と言ったのです。明るる日からその子は不登校になってしまった。

それまでにもそういう発言がいろいろあったらしいのですが、これなんかは、子どもの側の感受性が鋭いと言う以前に、先生の感受性があまりにも鈍いと言うしかありません。

子どもの完全主義であるとか、内気とか、感受性が鋭いとか、こういう性格は、もしこれを不登校の原因だと考えると、取り除くことが根本的な解決だと普通は考えますから、この性格を何とかしなければいけないということになる。それが私には受け入れられません。

こういう完全主義とか、内気とか、感受性が鋭いという性格は、学校に行き続けるということに関しては不利になるけれども、学校以外の場所では決して不利になるとは限らないです。場合によっては有利になる場合だってある。完全主義がうまく場所を得れば、非常にいい結果をもたらすことになるでしょうし、少なくとも学校ほど不利にならないような場所で生きていく、働いていくということをすれば全然問題にならないわけです。

人付き合いが苦手だったら、あまり人と付き合い合わないで済むような仕事を選べばいいわけですし、感受性が鋭いということは、例えば、芸術的な方面に進む人にとっては必須条件でしょうね。鈍かったら話にならないでしょうから。こういう子どもの性格を原因というふうに考えると、何かおかしな方向に話が進んでしまう、と思ったのです。では、どういうふうに考えたいのだろうかということでも考えあぐねた挙げ句、非常に面倒くさい言い方ですが、「登校し続けることに關しては不利な条件」。登校以外のことでは必ずしも不利にはならない。そういうつもりなんです。

次に、「学校の側の不利な条件」です。

子どもの性格以外は、大抵は取り除いたらいいような不利な条件ばかりなのですが、学校の場合もそうです。義務教育が文部科学省の独占企業になっています。まだ日本では、一応義務教育は文部科学省公認の学校を卒業しないと認めてもらえません。

これは、必ずしも世界共通ではないのです。国によっていろいろですが、例えばアメリカだと、アメリカの教育省公認の学校でなくても構わない。いわゆるリースクールと言われる学校で学んでもいいですし、それから、ここ数年、ホームエデュケーションという流れがだんだん広まってきた。学校に行かないで家庭で教えたり、あるいはインターネットを使って学んでいくホームエデュケーションというのは、日本でも少しずつ行われているところがあるようです。しかし、日本では義務教育卒業としては認めてもらえない。インターネットを使ってアメリカの学校を通信教育のような形で卒業することもできるのですが、しかし、それは日本の高校を卒業したことはない。フランスでは家庭教師でも構わないということだそうです。そういう選択肢が非常に少ないのが日本の学校教育の特徴です。

義務教育に關して言うと、住んでいるところで学校が決まるわけです。住んでいるところで決まる学校に行きたくなければ、私学か、国立大学の付属しか選べないという状況です。

これも、例えばイギリスでは、公立学校でも選択幅が非常に広いです。実際に経験した人に聞いた話ですが、自分の子どもを留学中にイギリスの普通の公立小学校に入れたと思って、教育委員会に相当するところに行つたそうです。そうすると、十校ぐらいのリストを渡されて、学校を見学して、校長の話を聞いて、気に入ったところを選びなさいということだった。です

から、公立でも日本のように住んでいるところで決まるといふわけではない。一部例外的に東京の墨田区でしたか、少し前から選択ができるようになってきましたが、まだ日本はほとんど選択の余地がない制度になっています。

選択肢がほかにない、選べない状況というのは、そこに合わない人が出てきたときに、救えないということですよ。日本全国同じ年齢の子どもを同じ学年として集団で一箇所に集めて教育するシステムに、どうしても乗れない人は出てくる。そういう人に対してほかの選択肢がないと、結局不登校しか選びようがない。選んでいるつもりはないのでしようが、そういう状態に追いやられてしまうわけです。

もう一つ、「いじめ」というのが、学校側の不利な条件としてあげられます。

行けば必ずいじめられるという状況にある場合には、行くほうがおかしいですね。いじめられるのがわかっている中に入っていくのは、「いじめられに来たのか」、というようなものですね、いじめる側にすれば。これはなくしたほうがいい不利な条件ですが、ただし、いじめというのは、いじめを経験した子ども、被害者として経験した子どもは、アンケート調査をすると、半数以上がそうだと答えるわけです。ところが、不登校は、中学生で三%弱ですから、いじめを受けたからといってそれですぐ不登校になるわけではない。ですから、これも登校に關しては不利な条件の一つにすぎないわけです。

三 いじめ

「いじめ」について、もう少し話をしようと思います。最近いじめというのはあまり話題にならなくなりましたが、かつてこのいじめの問題は非常にクローズアップされました。それは、結局自殺者が続けたからなんです。死人が出ないと取り上げられないのですが、決していじめが今学校にはないと言えるわけではないのです。

いじめというのは、不登校の子どもはかなり、過半数以上は経験しています。一般の子どもも過半数が経験しているのですから当然ですが、それよりもっと多いです。

ただ、このいじめは、本当になくしてほしいのですが、今の学校教育のスタイルだと、まずなくならないだろうと思っっています。というのは、いじめをする練習を学校では知らず知らずのうちに積ませていると思うからです。

二ページの下から二行目に書きましたが、いじめというのはどういう構造かというのと、「相手に差異を見つける」。自分たちとの違いを見つけるわけです。その違いに「負のラベル（マイナスのレッテル）を貼る」のです。非難だったり悪口だったりするわけですが、そういうレッテルを貼る。そして、「相手を攻撃したり、排除したり、否定したり、無視したりする」。これがいじめの構造です。

学校に入ります。小学校の一年生に入学すると、学校で出される試験問題がそうですが、ほとんどすべてと言っていいほど正解は一つという問題が出されます。正解は一つで、正解と少しでも違えばそれは減点の対象になったり、それは間違った答えだというふうにならぬラベルを貼られて、それは捨てなさい、その間違いは消しなさい、正しい答えに変えなさいという指導

をするわけです。

そうすると、正解は一つで、正解と違うとそれは間違いだというラベルを貼ってそれを捨てなさい。これははじめの構造にびったり重なるわけです。つまり、人間関係に置き換えれば、はじめになってしまいます。ですから、はじめを起こしやすくする、そういう教え方、あるいは学習の仕方を小学校に入ってから毎日のように積み重ねられていくわけです。

正解が一つという問題は、採点しやすいので、非常にたくさん使われるわけですが、世の中には正解が一つとは限らないことはいっぱいあるわけです。それなのに無理やり正解を一つにしたがる場合があります。

私実際に経験した例ですが、小学校一年生の何かの科目の試験で、「お父さんは日曜日には何をしていますか？」という問題があったのです。近所の子どもの親から聞いたのですが、その子どもは「会社で働いています」という答えをしたのです。そうすると、「間違いだ」というふうなペケにされた。その子のお父さんは日曜日に働いているわけです。住宅屋さんなので、日曜日はかきいれどきです。水曜日が休みです。そんなことはあたりまえだ。そんなばかな問題を出すほうがどうかしていると思われるでしょうが、実際にあった話です。散髪屋さんは月曜日が休みですから、日曜日に働いている人はたくさんいると思うのですが、そんな問題が平然と出されています。

もっと不思議なのは、小学校だけで教えられる漢字の書き順、筆順です。正しい筆順は一つしかないですね。その筆順を教えられる。これは小学校だけです。その後はそれほど問題にさ

れないですし、われわれが世の中に出て、どういう順番で漢字を書こうと誰も文句は言いません。亀岡の市役所に婚姻届を出しに行つて、「あんたの名前は、この字の書き順が間違っているから書き直せ」と言われる人はいないですね。一応形になっていけば通用するわけですから。そういうことを正しいのは一つだけということと教えられるわけです。

私の子どもが経験した話ですが、小学校の三年生だったと思うのです。漢字の書き取りテストがあつて、その答案用紙が、私が家に帰るとテーブルの上のところがついていたのです。「聞く」が間違いになっていたので。間違っていたのをちゃんと直したのだと思つていたので。子どもに聞いたなら、「まだ直してない。これは間違いだ」と言うのです。わかりますか、皆さん。半数ぐらいの人は多分わからないと思うのですが、これは、一番下の横棒が右の縦棒から右へ出たらいかんです。ご存じでしたか。多分知らない人のほうが多いと思いますが、「耳」という字を書いてしまう。私もずーっとそれでやってきましたし、私がこの漢字を習ったときの先生はそんなにうるさくなかったから、多分よかったですよね。しかし、先生によつてはこういうのをうるさく間違いだと指摘する人がいるわけです。どこをハネるとか、ハネてはいけないとか、出たはいけないとか、出ないといけないとか、いろいろ細かいことをたたき込まれるわけですが、大人になれば適当な字を書いていくわけですね。それで通用しています。

正解が一つという問題がいけないと言うわけではないのですが、そういう問題にあまりにも偏り過ぎている。そういう問題ばかりだと言つていいぐらいです。つまり、採点しやすいというのがあると思うのです。

だけど、世の中には、正解が二つあったり、三つあったりという問題もたくさんあります。あるいは、違うと思えたことが、別の角度から見るとか、別の尺度で計れば違いではなくなるというものもたくさんあるわけです。特に尺度なんていうのは、とにかく違いを見つけるためにどんな尺度を工夫していくところがありますね、違いをつくるために。

例えば、メートル単位では、ほとんど身長に差がない。四捨五入するとみんな二メートルになつてしまう。それでは差が出てこないからセンチメートルにする。センチメートルでも差が出なければミリにするというふうには、とにかく単位を変える、尺度を変えることによって何とか差をつくり出す。そういうことは、それはそれで科学文明の進歩に大いに貢献はしているのでしょうが、尺度次第でいろんな結果が出るとか、見方を変えればこうなるとか、これが唯一正しいというわけではない。そういうこともしつかり練習していかないと、正解が一つだけというようなことをやり過ぎると、いじめというのはなくならないだろうと思うのです。特に応用力のある子どもほど、人間関係にこういうものをすつと応用していじめになつてしまします。それから、いじめの子といじめられる子が、ある時期に入れ替わることがあります。当然と言えば当然ですね。どの子も小学校に入ったときからそういう練習を積んでいるのですから、何かのきっかけで、入れ替わってもおかしくないと思うのです。

四 対応

そこで、三ページにいきますが、「対応」です。

不登校の子どもに対する対応は、文部科学省をはじめとして、各地の教育委員会も、あるいは学校も、あるいは福祉関係もいろんな対応をしてきました。いろんな対策を立ててきました。が、一九七五年度以降、ウナギのぼりに増えてきたわけです。不登校を、病気でもなければ元気ででもない、疲れた状態だと認識すること、不登校の子どもは登校義務感が非常に強いのだということを引きちんと押さえるところから、では、どう対応するかということを考えていかなと、効果は上がらないと思うのです。

疲れたと認識すれば、当然疲れを取ることを考えます。だから、目標は、「心の疲労の回復」をできるだけ早くするということです。

心の疲労の回復には、体の疲労の回復になぞらえて言うと、休養と栄養が必要になります。まず、「休養」です。

疲れたときには休む。これは体の疲れも心の疲れも一緒です。学校に行き続けることで疲れるのですから、疲れを取ろうと思つたら、一旦学校を休むことがまず第一の条件になります。しかし、学校を休んでまず疲れを取るということを打ち出すには、多分、文部科学省もまだまだ勇気がないのではないかと思うのです。不登校は疲れたということもはっきり言えない。不登校は何かということをはかしたままでいろんな対策を打っていると思います。

ここで、今日の本題といえますか、「子どもの人権」に入っていくのですが、子どもの人権ということを考えてときに、いろんな考え方、いろんな話ができると思いますが、今日は「子

どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について、不登校との関係で考えてみようと思うのです。

「子どもの権利条約」と一般に呼ばれている条約は、国連の総会で全会一致で議決された国際条約です。子どもの権利宣言という宣言とは違って、条約は、それを批准すると、その国の法律を全部それに沿った形で整備しないとイケないという義務が国に生じるわけです。日本政府はなかなか批准しなかったのです。何年か経って、百数十箇国目にやっと批准しました。批准してから六年ぐらい経つのですが、とにかく非常に遅れて批准しました。

それは、国内の法律を整備するための準備が要るからなのかと思つたのですが、そうでもないみたいで、批准した途端に政府が言つたのは、「わが国の法律はすべて子どもの権利条約にちやんと対応できている。だからいじる必要はない」と言い切つたのです。

ところが、子どもの権利条約第三十一条は「休息の権利」を認めた条文なのですが、その第一項として、「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める」という条文があります。

休息の権利を取り上げた条文ですが、こんな条文は日本国内の法律のどこを探しても出てきません。少なくともこの休息の権利に関しては、日本の法律では全く保障されていない。欠けています。手直しの必要がないというのはおかしいです。これは欠けていますから、つくらないといけません。

大人に関してはあります。大人に関しては、労働基準法で有給休暇の制度が権利として保障されていますが、子どもにはないのです。

日本人は学校に関して非常に思い入れが激しいといえますか、学校というのは、よほどのことがない限り休んではいけないところだという意識が染みついています。休んでいい理由は二つだけ、病気の場合と冠婚葬祭です。疲れたということでは理由にならない、と誰もが思っています。子どもも思っています。

けれども、大人に認められている有給休暇は、疲れているときにだつて取つてもいいわけです。理由を言う必要はないわけです。理由は言わなくてもいいし、自分の必要に応じて取ればいいということです。現実には、職場によってはなかなか取れないというところはあると思いますが、権利としては認められている。しかし、子どもには、実態も、それから権利としても認められていないわけです。

子どもは疲れないかと言つたら、そんなことはないわけです。学校の先生は有給休暇の権利を持っていません。学校の先生は疲れることはあつても、子どもは疲れることはないのだから、そんなものは要らないというのはおかしいですね。学校に行くことで疲れ、あるいは疲れて学校に行けないというときに、休養が取れるようにするためには、そういう理由がちゃんと通るのだということを、国民すべてが認めるように意識を変えていくためには、制度をちゃんとつくるのが一番です。

ですから、「年次休暇制度」をつくるべきだというのが私の提案です。子ども一人ひとりが

必要なときに理由を問われずに休める制度です。子どもによって疲れる時期は違うわけです。今週は水曜日に一日休みを入れたいという場合もあるかもしれないし、金土日と三連休にしたという場合もあるかもしれないですね。来週は月曜日に休みを取って家族で旅行に行きたい。そういう散髪屋の子どもかもしれないですね。必要なときは一人ひとり違うわけですから、年次休暇制度をつくったらいと思うのです。

学校教育法の第十二条は、「学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならぬ」とありますが、「その他その保健に必要な措置」として、年次休暇制度を考えて、第十二条の第二項に、「年次休暇として年間二十日間まで認める」というような条文をつくれれば、学校というのは、病気と冠婚葬祭以外でも、限られた日数だったら必要なときに休んでもいいのだという意識が国じゅうに広がるだろうと思うのです。

私は、土曜日が月二回休みだったところに、こういう提案をして、毎週土曜日を休みにするのはなくて、あとは一年間に二十日年次休暇にしてしまえば、毎週土曜日にするのと同じぐらいの日数で済むわけだし、不登校はこれで激減するはず。スクールカウンセラーを高い給料で雇って全国に配置するよりも、(不登校に関しては)の話ですよ。スクールカウンセラーを否定しているわけではないのです)、不登校に関してはよほど効果が上がるといふふうに提案しましたが、毎週土曜日休みになってしまいました。年次休暇は認められていない。毎週土曜日・日曜日は全員休まないといけない。月曜から金曜までは全員学校に登校しなければいけない。そう

いう制度ですが、どの子にも、どんな場合にもそれが当てはまるといふふうにはいけませんね。

しかし、休みを必ずしも制度として法律の中に盛り込まれなくても、実際の運用は可能なんです。これは、ある学校の先生が私の提案に対して手紙をよこされたのですが、その先生は、ある生徒が高校一年生のときに、どうもこのままでは不登校になってしまつて、退学を余儀なくされそうだといいことで、その子と二人だけ、担任の先生とその子だけの取り決めで、月二日自由に休んでいいということにしたのだそうです。それで卒業まで持った。ですから、実際には年次休暇制度をやつたようなものです。

その円グラフを見て下さい。「不登校の裾野」と書きました。

古い調査ですが、一九九一年に本になつて出た調査で、これは当時大阪市立大学の社会学の森田教授の研究グループが、全国の中学生を抽出して調べた報告書で、その中の一つのデータです。この当時、年間五十日以上休んでいた不登校の、つまり心理的な理由で学校に行けない中学生が一%だったのです。それから、年間五十日未満、五十日には達しなかったが、心理的な理由で休んでいた中学生が三%と一三%と、二種類あります。

三%のほうは、「(T)群」と書いてありますが、学校が心理的な理由で休んでいると理解しているグループです。五十日以上群と理由は同じだと学校は考えているわけです。ただ、日数だけの違いです。

一三%の「(S)群」は、学校は心理的な理由で休んでいると理解していない。しかし、子

ども本人に聞くと、同じなんです。心理的な理由で休んでいるのですが、学校はそういうふう
に思っていない。学校はどう思っていたか。おそらく病欠として処理しているのです。多分、
親から電話が入って、「今日は体調がすぐれないので休ませます」とか「風邪がみです」とか「熱
があるので」ということで連絡があったので、学校は病欠という分類のほうにカウントしてい
るのです。

つまり、学校というところは、病気が冠婚葬祭でしか休んではいけないとみんなは思ってい
ますから、それ以外の理由で、つまり、疲れて、しんどくて今日は学校を休みたいというとき
には、そのどちらかの理由を使うしかない。普通は病気のほうを使うわけです。冠婚葬祭をで
っち上げるのは大変ですから、「今日は風邪がみです」というふうなことでいくわけです。つま
り、仮病で休むしか手がないわけです。疲れでは休ませてもらえないと思っっていますから。

仮病で休むと、休めるだけいいと言えはいいのですが、子どもによつては十分に休めないか
もしれないですね。放課後のことが心配で、放課後に誰かが見舞いに来るかもしれないと思
うと、ちゃんと布団の中へ入っていないといけないとか、そういうよけいなことにまた気を使
って疲れたりする。休めるだけましですが、この仮病を使って休むということでは何とか五十日
未満でしのいでいる子どもが何と一三%もいたわけです。当時、五十日以上が一%のときに、
その十三倍もいた。これは現在でも一緒だと思います。かなりたくさんの子どもがそういう病
気を理由にして疲れを癒しているということですよ。

そしたら、世の中が、疲れていることを理由にしてちゃんと休めるといふふうに変われれば、

ここのところは消えてしまおうわけです。

左側の二ページのグラフもそうですが、多分、疲れたときに休んでいいとか、年間例えば二
十日間は自由に必要に応じて休みを取ってもいいというふうにすれば、不登校は一九七五年度
当たりまで一気に減ると思います。希望的観測と言われればそれまでですが、仮病で休んでい
る子どもがこれだけいるとすると、この左のグラフのかなりの部分は一気に減るだろうと思
います。少なくとも、文部科学省の統計の三十日以上のところには、ほとんど上がってこないだ
ろう。年間二十日までは年次休暇で取っていたら、休暇取得中となりますから、不登校中とい
うことにはならないです。

数字の操作でも消えるでしょうが、実質的に早目に疲れを取れば早く学校に戻れる。とこと
んぎりぎりまで、登校義務感と学校を休みたいという気持ちとのせめぎ合いの中で、ぎりぎり
まで頑張ってしまったって倒れてしまうと、一日や二日では回復しないうです。だけど、早めに休め
ば一日や二日でまた元気を取り戻して登校できる子どもは、実際の不登校の数よりもはるかに
多いと思います。

そういうふうにして早く学校に戻ったケースをたくさん紹介できれば説得力も増すという
ものですが、残念ながらそうはいかないのです。早い時期に、不登校がこじれない時期に私の
ところに来る人はまずいない。私のところに不登校の相談に来る人は、大抵、ある程度休みが
続いて、こじれかけたり、あるいはもうこじれてしまったりという状態で来られますので、そ
こから休ませてもそんなにすぐには回復しません。

ただ、例外的に、非常に早い時期に、ほとんど始まって一週間以内に相談を受けたことが何人かありますので、そういう人に限って言うと、皆短期間で学校に復帰しています。一番最初にそういう対応をしたのは、休んだその日から対応したのですが、三日間休んで、登校しました。それはうちの長女で、高校一年生のときです。二人目は、私の長男ですが、中学生のときです。これは二週間ぐらい、ちよつと困りましたが、また登校を再開して、それ以降は二度と不登校にはならなかった。三人目は、小学生で、近所の子どもでした。これも非常に早かったです。一、二週間休んで、また登校しました。四人目は、私の職場に勤めている人の子どもで、これも早かったです。

そこまでは、早く休めば早く学校に戻れるという経験で、全部例外的に早く対応できていますから、診療料も取れていませんが、そういうことを考えると、早い時期に、それこそ、どこかの相談機関に行く前に、親が「そんなにしんどかつたら今日は休みなさい」ということを積極的に言うことができれば、随分子どもは早く楽になると思います。楽になれば、疲れは取れるし、学校にまた戻れるということになると思うのです。

それから、休んでいる間に、しかしまた疲労が重なるような対応をされる子どももいます。せつかく休んでいても、例えば親が焦ってしまふ。「もうそろそろ学校へ戻ってもいいんじゃないか」ということをしきりに言い出したり、あるいは目で訴えたりすると、せつかく休んでいても疲れが取れないことになります。

それから、学校へのこだわりとか、つまり、学校というのは絶対的な場所で、とにかく何が

なんでもそこに行かないといけない、行かない子どもは悪い子だという罪責感、あるいは学校に行っていない子どもを持つ親としての罪責感とかから早く抜け出さないと、ますます疲れがたまっていきます。休む日が続けば続くほど、逆にそういう罪責感やこだわりを持っている人は、疲れをさらにため込む結果になってしまいます。

それから次は、「栄養（情報）」です。

精神的な疲れに対する栄養というか、特に不登校に関しては、栄養は「情報」だと思えます。最近の文部科学省の不登校の調査研究協力者会議の議論は、不登校の子どもに関して、「最近甘い。もっと学校に積極的に戻すような努力をすべきだ」という意見がかなり出ていたと聞きますが、とにかく学校に戻すということよりも、学校は限られた期間しか行かないところですから、それ以降の人生のほうがもっと大事なわけです。将来を見据えて、再登校よりも、子どもがしっかりと自発性とか自立性を発達させることのほうが大事です。罪責感を持って、自己評価を下けたままでも何年も過ごすのではなくて、もっと自己評価を上げるような、自発性とか自立性の発達をしっかりと促すような対応が必要ですし、そのためのいろんな情報は必要になります。

教育基本法の改正がとりざたされていますが、第一条の「教育の目的」には、非常にいいことが書いてあります。「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」ですから、「自主的な精神に充ちた心

身ともに健康な子ども、人間を育てていくこと」が目的であって、学校に行くというのは手段の一つです。学校に行くことが目的になってしまつてはおかしいです。

ただ、日本では、特に義務教育の選択肢が事実上ないと言いましたが、手段が一つしかないと目的化してしまいやすい。選択肢がいろいろあれば、あくまで手段の一つというような意識でいられるのですが、選択肢がないと手段が目的化しやすくなつてしまいます。今後も選択肢は増やしていくことが大事ですし、わずかですが、微々たるものですが、少しでも、少しずつそういう選択肢が増える方向に向かつていくように思います。

四ページですが、「現籍校（在籍している学校）以外にも教育の場があることを伝える」。つまり、手段としては、所属している学校以外にもいろいろあることを伝えるということですね。

ここでも、子どもの権利条約に関係してくるのですが、第十三条に「情報を得る権利」という条文があります。「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」ということです。情報を得る権利というのは、この第十三条の中に盛り込まれているわけです。

今、自分が所属している学校にどうしても行けないというときに、では、別の手段はないか。あるとすれば、それはどういうものが利用できるのかという情報を早く提供することは大事ですし、それは子どもの権利だと思ふのです。

不登校になった子どもは、これからの人生に関して想像がつかないわけです。十四歳なら十四歳までの人生しか送っていないわけですから、学校に行かなくなった、行けなくなった、それ以後はどうなるのかということに関して想像がつかない。経験がないですから。そういうことを実際に体験した人も、大抵の場合は身近にいませんから、どうなるのかということをお教えてくれる人はいない。自分でもわからない。場合によっては、どうなるのかということに関して与えられる情報は、非常に暗い、絶望的な情報ばかり、あなたの一生はもうこれでおしまいだと、そういうことしか教えてもらえなかつたりする。

それではいけないですね。正しい情報を早くもらうことで、子どもは随分不安から解放されます。決して今、学校に行けていないからといって人生が終わりになるわけではない。このあと、こういう道がある、あるいはこういう道があるという選択肢をできるだけたくさん早くから伝えることで、いざとなつたらそういう方法もあるのかということを理解すれば、不安感や絶望感は随分軽くなるのです。

ですから、この「情報」というのは、「栄養」というふうにとえることもできるぐらい大事だと思うのです。選択肢は非常に少ないですが、それでも少しずつ増えてきています。

例えば、「情緒障害児短期治療施設」という児童福祉施設があります。全国でたしかまだ二十二箇所しかなくて、非常に少ないですが、京都市ではうちの児童福祉センターの中に青葉寮という名前でありまして、それから、今年からですか、綾部にルンビニ学園でしたかね、新しく情緒障害児短期治療施設ができました。最近の厚生労働省の方針は、情緒障害児短期治療施

設は、虐待を受けて心に重い傷を負った子どもの治療施設というふうな位置づけを変えてきました。以前は不登校の子どもの治療施設だったので、最近の方針が変わってきているので、不登校のほうはむしろ少なくなっているのかもしれないと思いますが、こういうところが一つは使えます。

京都市の場合で言うと、京都市の情緒障害児短期治療施設は、入所と通所と二通りの利用の仕方があります。入所というのは、ウィークデイは寮に泊まるわけです。近くの学校に青葉寮の子どものだけの学級が設置してありまして、要するに少人数クラスなんです。寮から寮から通う。通所という利用の仕方は、学校にはまだ行けないけれども、寮に出てきて、寮の中でいろんな活動をする。学習をしたり、いろんな制作活動とか、レクリエーション、社会見学、スポーツとかをするわけです。その場合でも、所属している学校の出席日数としてカウントされます。

そういう手段がありますし、ここには書きませんが、各地の教育委員会は、不登校の子どものためのデイケアと言ったらいよいよな集まり、適応指導教室を持っていますし、児童相談所も、例えば京都市の児童相談所だと、毎日が出てこれないが、週一回なら出てこれるという子どものためには、週一回のデイケアをやっています。そういう福祉関係の不登校に関して利用できる施設があります。

それから、「中学卒業資格認定試験」があります。実際にはこれはほとんど使われないと思うのですが、もともとは、病気のために中学校に通えなくて、高校を受験するためには中学卒

業資格がないといけないので、そういう子どものための認定試験なんです。以前は、病名がちゃんと付いていないといけないとか、受験できる場合は、一応中学三年が終わって、それ以降の時期になる。高校を受けようと思ったら一年浪人という形になるのですが、これがある時期から文部科学省は、不登校の子どものために制度を変えて、中学三年の時点で受験できるようにしたのと、不登校の場合は病名は要らないというふうにしたのですが、そういうふうに変えたところには、もうとつくの昔にと言ってもいいでしょうけれども、中学校は卒業させてくれる時代になっていたので、今は中学校に一日も行かなくても卒業証書が出るようになりました。

私は、一九八一年から今の児童福祉センターに勤めています。勤め出してしばらくのところは、不登校の子どもに、中学校でも留年とか、除籍、退学処分がまだあったのです。一番そのころの子どもで印象に残っているのは、中学二年のときに不登校になって、二年間留年になった。つまり中学校に五年間在籍していて、それでも登校できなかったもので除籍になったのです。退学になったその子は、中学卒業資格認定試験を受けて、通信制の高校に入ったのですが、それまでは本人は私のところには来ていなくて、お母さんだけが通ってこられたのです。ある時期にお父さんがガンで亡くなって、お母さんも働かないといけなくなって、来られなくなってしまった。それで途絶えていたのですが、通信制の高校に入ったときにお母さんから電話があった。近況報告を聞かされたのです。

それによると、中学校は結局そういうふうな退学になった。その間にお父さんが亡くなったのだけれども、病院に見舞いに行くこともできなかったのです。彼は閉じこもっていて、家か

ら出られなかった。ところが、通信制の高校に入ってから、学校に出ていって、生徒会の役員を引き受けるというぐらい、それまでとは百八十度違うような状態になった。すごく印象的なケースなのですが、その当時はそういう留年とか除籍があったのです。

ですが、今はないです。例えば、小学校の六年のときから不登校になっていて、中学に入っただけでも、入学式も行けない。そのあとも一日も出席しなかった。それでも卒業証書は出るようになりましたから、わざわざ認定試験を受ける必要はないです。

それから、中学は行けないけれども、高校には行きたい。だけど、内申点が付かないからという場合には、「通信制の高校」とか、「単位制」「定時制」とか、私立の学校でも、昼間通う定時制である昼間定時制も増えてきています。

京都の場合は、公立の通信制は舞鶴と京都市内と二箇所ありますが、入学試験は今のところはないです。願書を出せば入学できますので、不登校の子にとっては入りやすい学校です。

それから、高校も行きたくないが、大学には行きたいという子どもがいます。そういう子どもには、「大検（大学入学資格検定試験）」という制度があつて、これに合格すれば大学を受験できるわけです。この大検も、文部科学省は制度を変えて、不登校の子どものために利用しやすくしました。比較的最近変えたのですが、まず、年二回試験をするようになった。さらに、必要な単位数を減らしたのです。大検は、通信制の高校と同じように、何年かかっても、とにかく必要な科目を合格すれば資格はもらえるわけです。通信制の高校も、何年かかってもとにかく必要な単位を取れば卒業できるということで、通信制の高校と大検とを組み合わせるとい

う方法も使えるわけです。

大検というのは、普通の全日制の高校に在籍したままでは受けられません。退学しないと受けられない。ところが、通信制の高校の場合は在籍したままで受けられます。高校で取った単位は大検では免除になるので、通信制の高校で単位を取りながら、大検でも単位を取っていった、最終的に大検で必要なものを全部取れば大学を受けることができるという、かなり時間の節約ができる方法もあります。そういう方法は、中学校の先生は教えてくれない。子どもにとって、ここにあげたようなルートがいろいろあるということを早めに知らせてもらえるだけで、随分気が楽になるはずなのですが、誰もなかなか教えてくれないです。

最近では、インターネットの普及に伴って、「インターネットを使って単位を取る」とか、あるいは提携先の米国の高校の卒業資格が取れるとか、いろんなことが行われるようになってきた。

それから、不登校の子のために家庭教師を派遣する民間の家庭教師派遣業みたいなものがある。それもインターネットを使ってアクセスできる。ほかにもインターネットを使ってどんな新しい方法で教育手段は開発されてきています。全部追っかけることができているので、こんなものがすでにあるということです。

それから、学校教育といえますか、教育を受けるのはしんどいけれども、もう少し緩やかな活動だったらいけるという場合に、先ほども言った「児童相談所」とか「教育委員会のグループ活動」とか、家から出られない子どもに対しては、家を訪問して支援する「家庭教師の派遣」、

あるいは児童相談所が行っている大学生を使った「メンタルフレンド制度」もあります。

それから、親を支援する各地の「親の会」とか、「民間のフリースクール」とか、実にたくさんあって、こういうものの情報を集めた雑誌というか、本も何種類か出ていますので、そういうものに以前よりははるかに容易に近づくことができるようになったので、随分、栄養という点では行き渡るようになってきていると思います。

五 セルフ・エスティーム（自己評価、自尊心）

最後に、子どもの権利条約に関しては、休息の権利と情報を得る権利とだけを触れましたが、子どもの人権ということを考えるときに一番大事なのは、「子ども自身が自己評価を高める」ということです。「自己評価」というのは、「セルフ・エスティーム」をそのまま訳した言葉で、もう一つピンと来にくい訳ですが、「自尊心」とか「自尊心」とか「自尊心」。「自分には存在する価値がある」という実感です。そういうものをしっかりと体験することが一番大事だと思います。子どもの人権を侵害するような行為は、すべて子どものセルフ・エスティームを下げる方向に働いてしまふわけです。子どもの人権を守るということは、子どものセルフ・エスティーム（自尊心）をしつかり守る、あるいは高めるということです。

これは、別に子どもに限らず、大人でも、われわれでも、誰にでも言えることなのですが、そういう自尊心がしっかりと持てることは非常に大事ですし、それが損なわれるといろんな精

神的な障害を引き起こしやすくなります。

不登校の子どもは不登校の子どもで、みんなはちゃんと学校に行っているのに、自分だけ行けていない。自分はだめな人間だというふうに自尊心を下げやすい。あるいは周りからもそういうふうに言われる。「なんで誰もが行っているのにあなただけ行けないのよ」というふうなことで、自己評価を下げるようなことを周りから言われる。

いじめを受ける子どもも、いじめを受けることでセルフ・エスティームが下がるのです。自分がいじめられるということは、自分がだめなんだ。自分が悪い子なんだ。自分は誰にも嫌われているのだと思いやすい。それが自己評価を、自尊心を下げていきます。

今日はお話ししましたが、子どもの人権を最もひどく損なう行為は「虐待」です。虐待を受ける子どもも、一番深刻な問題は、この自尊心を大きく侵害されるということです。自分の親から突然、自分ではよくわけのわからないままに暴力を受けるわけですから、なぜそんなのかということに非常に戸惑うわけです。

最終的に行き着くのは、自分が悪からこういう目に遭うのだということ自分で自分を納得させようとする。それが続くとうんざり感、自尊心はどんどん下がっていきます。結局自分が悪からこういう目に遭うんだということ、いろんなところで、いろんな形で子どもの自尊心は損なわれますし、それが子どもの人権を損なっている、侵害しているということと表裏一体なんです。

ということ、ちょうど与えられた時間になりましたので、これで終わりたいと思います。
（拍手）
（どうも）清聴ありがとうございました。

○受講者

娘が小学五年から、今は中学二年ですが、不登校という状態です。ただ、この三十日というのは全然入らなくて、今、学校へは行きませんが教室へは入れない。いろんな原因があったのですが、先ほどの自尊心感情というのですか、いじめもありましたので、自分がだめなんだというのがずーっと強かったのです。中学へ入りまして、今年の一月、一年の終わりから二年にかけて、それまでに本当にエネルギーが全くない中から少しずつ回復してきまして、今年は一月から、ともかく学校へは行くということで。ただ、同じ世代の子どもを見ると怖くなってしまう、体も震えてしまうという状態なので、別室で、あいさつだけであったり、先生とお話をしたり、勉強を教えてもらったりという段階なのですが、本人としては、とにかくこの一年間は自分は毎日学校へ行ったということが非常に自信につながっているように思うのです。

先ほどからお話を聞いていて、うちの場合は、一番最初のひどいときはほぼ一か月休ませたりしましたが、どちらかと言うと学校へ行く方向でやってきたので、今日のお話を聞いて、このままでもいいのかなという思いと。ただ、小学校のときは本当に自分のことが嫌いだと言っていたのが、この一年ほどで、それまでは自分はブスやとか、それは人から言われたのをそのまま言っていたわけですが、自分自身にも自信も持ってきたので、本人にとっては、今、学校へ少しでも行く、今週は一週間行けたということが本人の自信につながっているのです、この方向でいってもいいのかなと思いつつ、先生のお話を聞いていて、自分の中に今揺れがあるのです。

回復期になったと考えれば、本人が決める、今はともかく私がハードルを設けないというか、本人が「今日、行く」と言えば、「あっ、そう」という形で送り出して、こちらからは「行ったほうがいいよ」という言葉は出さないので。心の底では行ってほしいというのがあるので、子どもにも伝わってしまうかなと思うのですが、ともかく今は、自分で決めたハードル、自分がハードルを立てたときは支援するという形で接しているのですが、先生からご覧になつてどうでしょうか。

○門

いいのではないのでしょうか。今お話を聞いていて、非常にいい方向に向かっていると思うのです。自発性とか自立性を促していくことのほうが大事です。自分で決めて、自分で目標を立てて、登校し続けるということと今やっておられるわけですから、それは非常にいいことだと思います。その登校することがあくまで目標ではなくて、それは手段として考えておられるわけですね。自分の自信を回復させるために、自分で決めた目標を達成する。そういうふうにやっておられるわけですから、それはすごくいいことだと思います。

○受講者

一つお願いします。不登校になりかかった最初のころ、先生のお話の中で、もう少し早く来ればもつと治りが早かったのという事例をいくつかおっしゃったのですが、われわれとしてはどういふふうに接していけばいいのか、その辺をもう少しお話いただければうれしいです。

○門

われわれとしては、というのは、どういうお立場なんでしょうか。

○受講者

学校の教師です。

○門

疲れているということで学校を休んでも構わないのだというメッセージが伝わるようにしてほしいです。現状では、疲れているということで休めるというふうには認められませんが、どんな手段であれ、とにかく疲れを早く取ることが大事ですから、今日は体調が悪いからということで連絡してもらってもいいから、疲れは早目に取る。早く取れば一日休むだけで、あるいは半日休むだけで取れる疲れはたくさんあるわけですから、そういうメッセージが伝わるといいと思います。

「疲れたぐらいで休むなんてけしからん。何言ってるんだ」とか「甘えるんじゃない」とか、そういうメッセージが伝わると、ますます疲れるのではないですか。言いたい人にも言えなくなってしまう。「疲れた。しんどいし、ちょっと明日休みたいわ、先生」というふうなことが気楽に言えるような関係をつくってほしいですね。それが言えるだけで明るくなる日も出てくるということとは十分あり得るわけです。

私は「年次休暇制度をつくれ」と言っていますが、これをつくったからみんなが使うというふうには思っていないです。こういう制度ができたら、そういう制度があるんだということだ

けで随分楽になると思うのです。いざとなったらそういう権利が使えるんだというだけで。だから、「疲れをため込まないうちに適当に休めよ」というふうなメッセージが伝わるといいのです。